

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法による医療機関の廃止
 - 生活保護法による医療機関の休止
 - 定期種牡畜検査の実施
 - 保安林の指定の解除
 - 土地改良事業の認可(四件)
 - 土地改良事業計画の変更の認可(二件)
 - 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- ◇ 正 誤 昭和五十年三月鳥取県告示第二百三十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白川 歯科医院	米子市河岡六一九	昭和五十年一月一日
諏訪部 歯科診療所	東伯郡北条町弓原四〇六	二月二十七日
江 尾 診 療 所	日野郡江府町江尾一九四四	昭和四十九年四月一日
有限会社 増谷慶一郎薬局	米子市明治町一二の二	昭和五十年三月十五日
都 田 薬 局	道笑町三丁目九〇	八日
東 薬 局	彦名町四二三三	三日

鳥取県告示第三百六十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局及び診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
みやぎ薬局	米子市朝日町二四	昭和三十八年十一月二十一日
岩宮杏林堂薬局	立町四丁目四一	昭和三十二年十一月二十四日
岩井薬局	河崎三八二	昭和三十七年七月九日
門脇薬局	角盤町三丁目二一	昭和三十九年一月一日
池田薬局	博労町二丁目一二	昭和三十五年三月十二日
王水堂薬品(株) 米子出張所	尾高町三	昭和四十四年四月三十日
須山薬局	車尾八八	昭和三十六年一月十日
祝部薬局	立町二丁目二	昭和四十三年三月十二日
有限会社 増谷慶一郎薬局	明治町一二の二	昭和四十五年十二月十三日
都田薬局	道笑町三丁目九〇	昭和三十五年七月三日
東葉薬局	彦名町四二三三	昭和五十年三月二日
池本薬局	東伯郡赤碓町赤碓	昭和四十七年四月二十三日
白川歯科医院	米子市河岡六一九	昭和四十九年十二月三十一日

鳥取県告示第三百六十一号
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	休止年月日
江府町国民健康保険 直営第三診療所	日野郡江府町江尾一九四四	昭和四十九年三月三十一日

鳥取県告示第三百六十二号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十年四月二十二日	十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
二十三日	"	"
二十五日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
二十八日	"	米子市吉岡 西部家畜市場
三十日	"	境港市竹内町 余子検査場

鳥取県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字西ノ坂六七七の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百六十四号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（根安地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十五号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（小船地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十六号

米子市から申請のあつた市営土地改良（和田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十七号

米子市から申請のあつた市営土地改良（福万地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十八号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（富吉地区農業用排水）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条

の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十九号

関金町から申請のあつた町営土地改良(滝川地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十日認可したので、同法第九十六條の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画用途地域の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年四月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十年三月鳥取県告示第二百三十七号(保安林の予定森林について)中次の箇所が誤りであつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 二〇〇二一 西薬谷四五から四五 字西薬谷四五五、四五

七まで 六

五 // 一三〇一四 大字久連字継岩向七一 大字久連字継岩向七一

四の一、大字御机字大 四の一

平原八三七の二、八三

七の五